

環境影響評価法の一部を改正する 法律の概要について

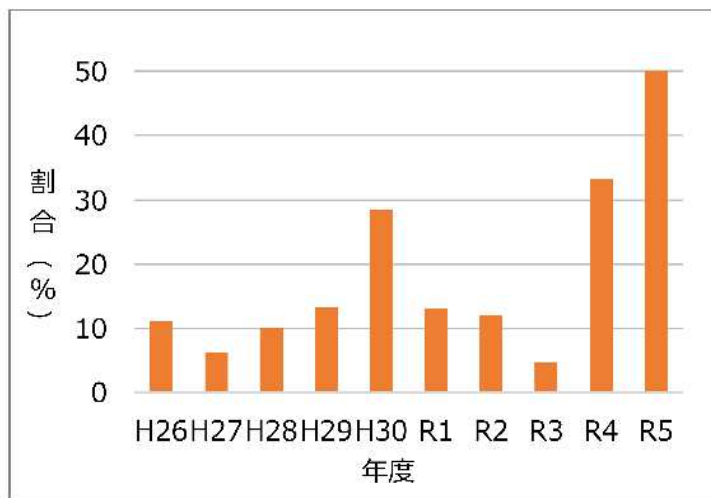
環境影響評価法の一部改正（2025年6月）の概要

背景



- 近年、アセス手続の対象となる工作物の建替えの事業の割合が増加傾向。
- 現在は、建替え前後で環境影響が大きく変わらない建替えの事業と新設事業で一律に同じ手続を実施。
- 建替えの事業では事後調査やモニタリングの結果を活用することにより、適正な環境配慮を維持しつつ、事業の特性を踏まえた効果的・効率的なアセス手続を実施することが可能。
- 現行法に基づく事業者によるアセス図書の公表期間は概ね1か月程度。後続事業者における効果的なアセスの実施や近傍の複数の事業による累積的な環境影響の評価に、既存のアセス図書の情報を十分に活用できない。

アセス手続が完了した事業に占める「建替え」の割合



アセス手続で作成される図書

①計画段階環境配慮書（配慮書）

事業の位置・規模等の計画の立案段階における配慮事項の検討結果をまとめたもの

②環境影響評価方法書（方法書）

アセスを行う方法（項目・手法）を示したもの

③環境影響評価準備書（準備書）

調査・予測・評価の結果を示し、環境保全に関する意見を聴くために作成するもの

④環境影響評価書（評価書）

準備書に対する意見の内容について検討し、必要に応じて準備書の内容を修正したもの

⑤報告書

事後調査や環境保全対策をとりまとめたもの

<出典> 経済産業省環境審査顧問会資料（令和7年10月6日、環境省作成）

計画段階環境配慮書

- 計画段階配慮事項の検討に当たっては、事業に係る**位置・規模**又は構造物等の構造・配置に関する適切な**複数案**を設定することを基本とする。

事業目的が達成可能な事業、施策又はそれらの組合せで、現実的に実施可能な案
※事業目的が達成されない案や現実的には不可能な案を含めてまで複数案を設定する必要はない。

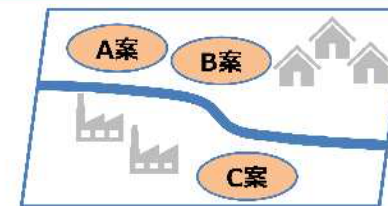
- 計画段階配慮は、事業実施による重大な環境影響の回避・低減を図るために、位置・規模又は配置・構造に関して**複数案から1案に絞り込むプロセスの1つとして環境面の検討を行うものである**。このため、計画段階配慮は位置・規模又は配置・構造の複数案を検討する段階で実施することが望ましい。



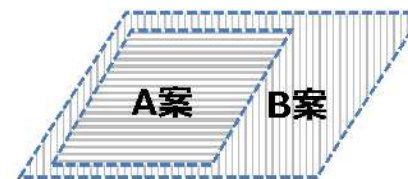
位置

A案：○万kW	A案：○機
B案：△万kW	B案：△機
C案：□万kW	C案：□機

規模



位置



規模

点的事業における位置、規模の複数案の検討のイメージ*

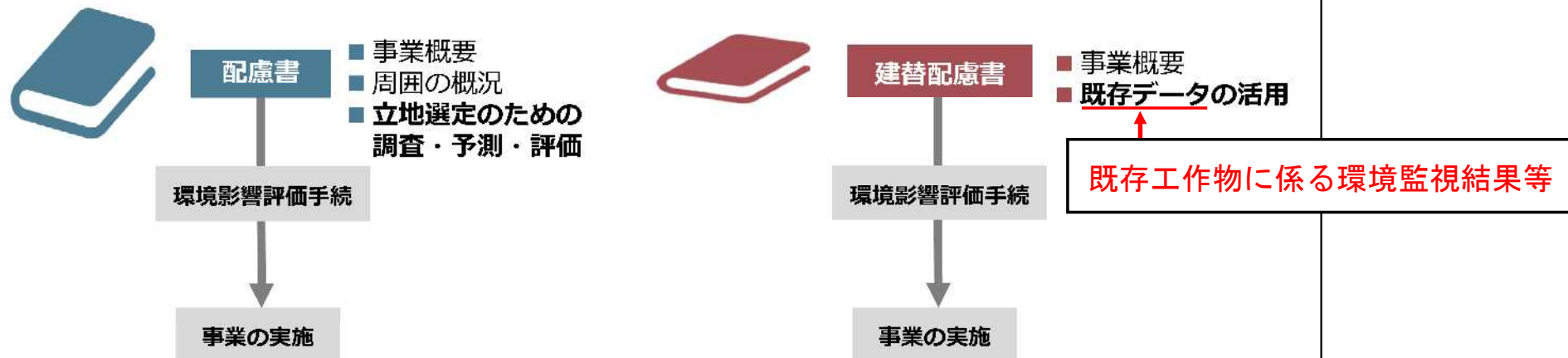
面的事業における位置、規模の複数案の検討のイメージ*

*計画段階配慮手続に係る技術ガイド（平成25年3月 環境省計画段階配慮技術手法に関する検討会）より作成

「建替え」の事業に関する見直し

建替えの事業に係る配慮書手続の見直し（要綱第一）

- 既設工作物を除却又は廃止し、同種の工作物（※）を同一又は近接する区域に新設する事業をしようとする場合には、位置（事業実施想定区域）が大きく変わらないことから、
※工作物の規模及び新設する区域に係る数値が政令で定める数値の範囲内であるものに限る。
 - 配慮書の記載事項のうち、
 - ・ 「事業実施想定区域及びその周囲の概況」及び「調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの」に代えて、
 - ・ 「事業実施想定区域」及び「当該事業に係る環境の保全のための配慮の内容」を記載。
- ※ 環境大臣等は、既存事業に伴う懸念事項を含め、配慮書に対する意見を述べることができる。

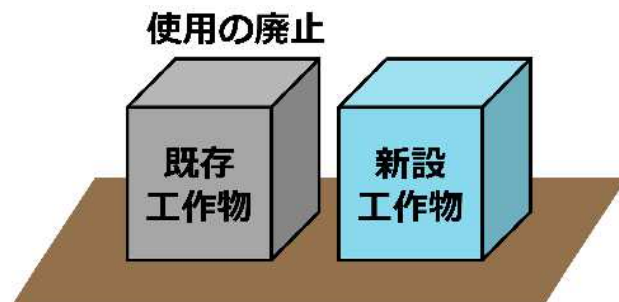
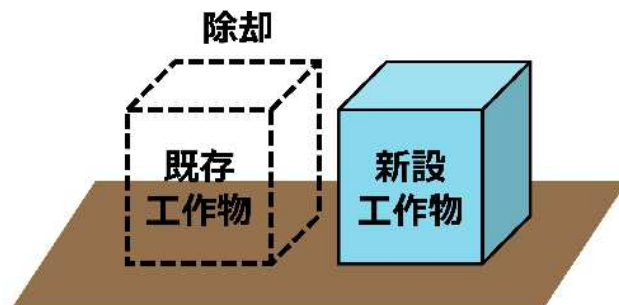


建替事業のイメージ

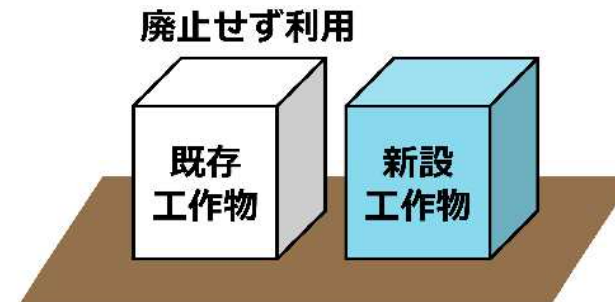
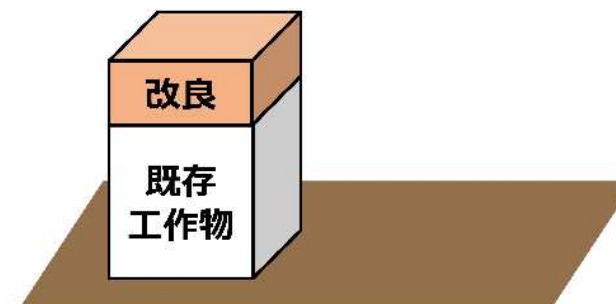


- 建替事業は、既存工作物の除却、又はその使用の廃止が必要となる。
- 改良するなどして既存工作物を継続的に利用し続ける事業は建替事業には該当しない。

建替事業



建替事業には該当しないもの



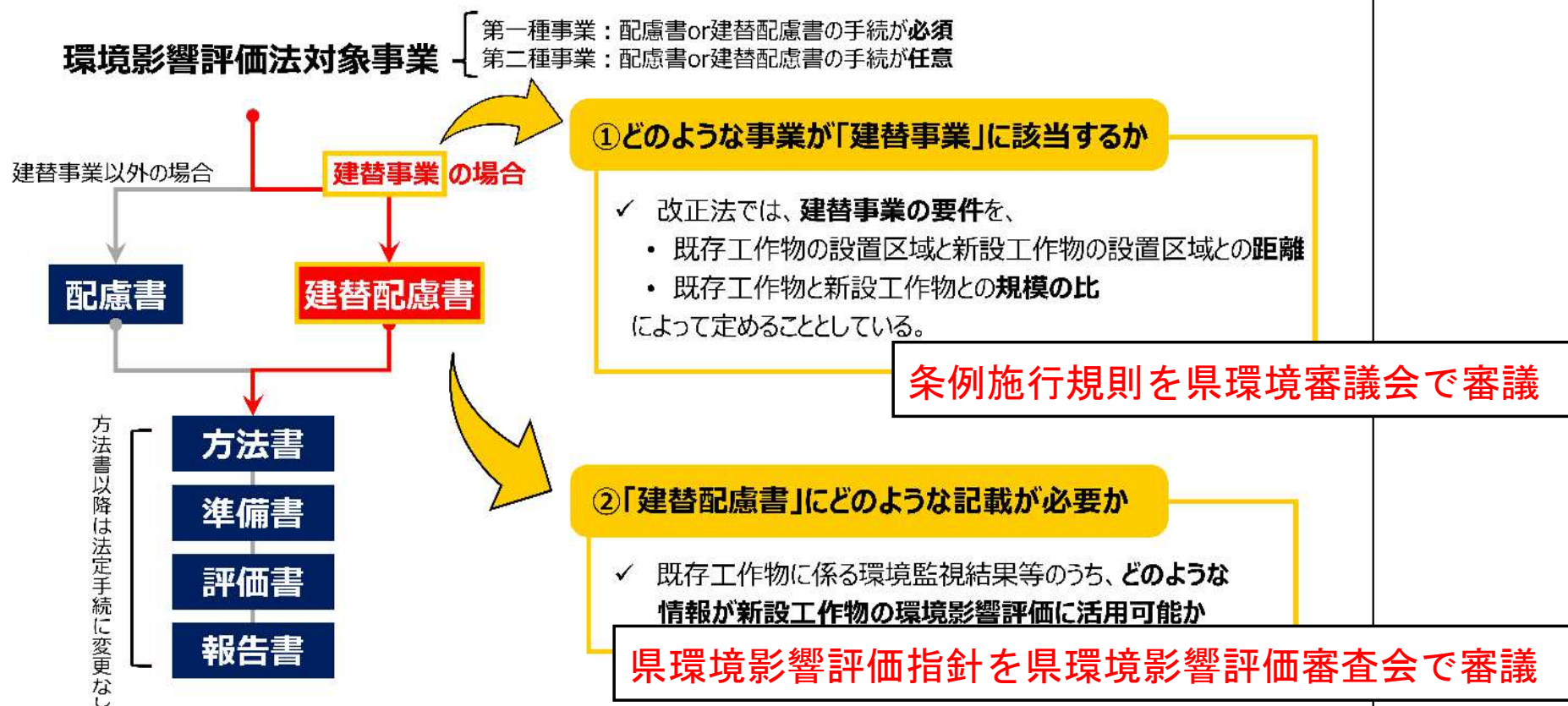
議論の対象について



- 改正法の施行に向けては、以下2点を整理する必要がある。

① 「建替事業」の要件

② 「建替配慮書」の記載内容

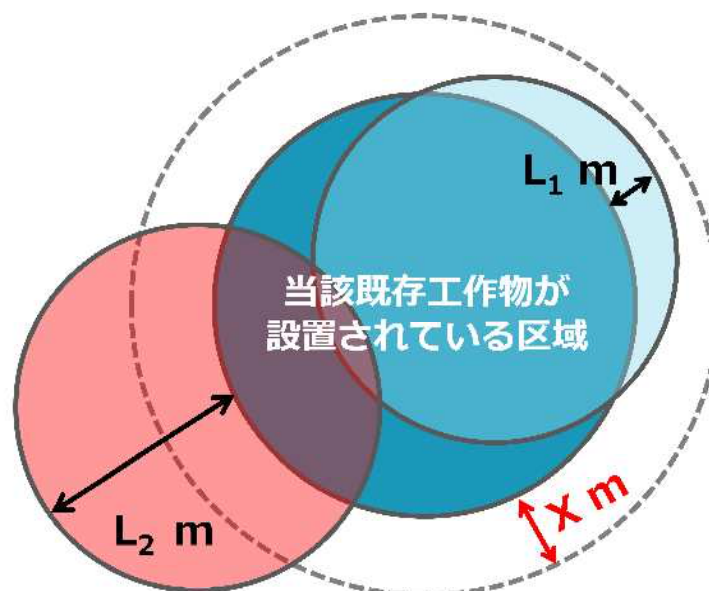


建替事業の適用要件（距離）



- 既存工作物が設置されている区域の境界から政令で定める距離 のイメージは以下のとおり。

例：発電所であれば既存施設の敷地の境界等が考えられる



距離に係る数値

政令で定める距離

$L_1 \leq X \rightarrow$ 距離に関する建替事業の要件を満たす

$L_2 > X \rightarrow$ 距離に関する建替事業の要件を満たさない

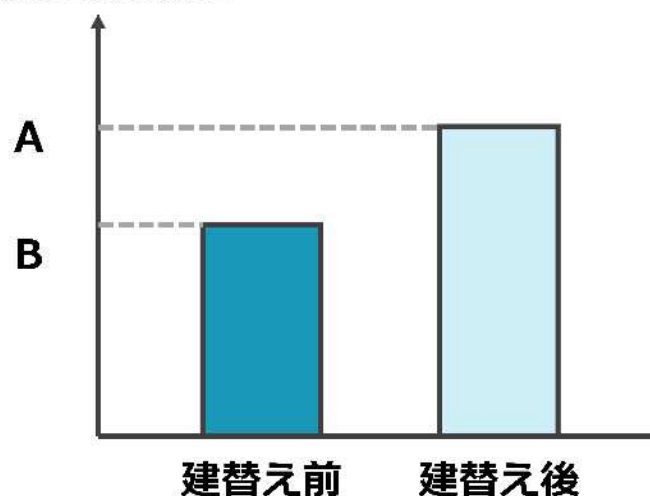
建替事業の適用要件（規模の比）



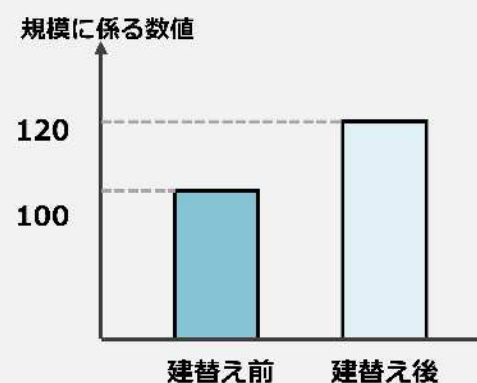
- 工作物の規模に係る数値の既存工作物の規模に係る数値に対する比のイメージは以下のとおり。

例：発電所であれば発電出力（kW）等が考えられる

規模に係る数値



（具体例）



この場合、規模に関する比は
120/100=1.2となる。

規模に係る数値

政令で定める比

$A / B \leq Y$ → 規模の比に関する建替事業の要件を満たす

$A / B > Y$ → 規模の比に関する建替事業の要件を満たさない

○法の施行期日

- ・ 建替配慮書の制度は、公布の日（2025年6月20日）から2年以内
⇒ 2027年4月1日施行予定（パブリックコメント中：2026年8月25日から9月23日まで）

○県条例の施行期日

- ・ 法の一部改正に合わせて、条例においても建替配慮書の制度を規定（2026年3月27日改正）
- ・ 法の一部改正の施行の日（同法の公布の日（2025年6月20日）から2年以内）
⇒ 2027年4月1日施行予定

＜今後のスケジュール＞（案）

